

塩尻駅前広場・塩尻駅前公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

塩尻市では、塩尻駅前広場及び塩尻駅前公園（以下「本施設」という。）について、施設運営及び中心市街地活性化の財源確保を図るとともに、親しみやすい愛称の付与により来訪者にとっての認知度を高め、駅前の利用促進や中心市街地の回遊性を向上させることを目的として、愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する命名権者（ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。))を募集します。

1 対象施設

対象施設は以下の3施設とし、各施設の詳細範囲は別紙1のとおりとします。なお、3施設合わせてのパートナー募集のため、いずれか1つの施設のみの募集は行っていない。

(1) 塩尻駅前広場

位 置 塩尻市大門八番町561番1

敷地面積 5,209平方メートル

施設概要 自家用車駐車場(41台)、バス整理場(6台)、タクシー駐車場(12台)

指定管理者 株式会社しおじり街元気カンパニー

(2) 塩尻駅前公園

位 置 塩尻市大門八番町561番4

敷地面積 1,966平方メートル

(3) 塩尻駅前駐輪場

位 置 塩尻市大門八番町556番2

敷地面積 839平方メートル

2 募集内容

(1) 協定期間

令和8年8月（予定）から3年以上7年以内

(2) ネーミングライツ料

ア 最低提案金額

年額60万円以上（消費税及び地方消費税含む）

イ ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度当初に一括して納入することを基本としますが、詳細は協定締結時に協議するものとします。

なお、愛称の使用期間が1年間に満たない場合は、日割りで算出するものとします。

(3) 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次の条件に該当しない者とし

ます。

ア 法令等に違反している者

イ 市税等を滞納している者

ウ 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加停止措置規定（平成24年塩尻市訓令第5号）第2条に規定する入札参加停止措置を受けている者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団の構成員等である者

キ その他ネーミングライツを取得することが適当でないと認められる者

（4）愛称

ア 企業名又は商品名等を含み本施設の愛称として付けることができます。

イ 愛称は、対象3施設を総称して一つのみ付けることができます。

ウ 愛称は一般的に用いる呼称であり、条例で規定する施設の正式名称を変更するものではありません。

エ 協定期間中の愛称の変更はできません。ただし、パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

オ 場合により愛称と合わせて正式名称の併記や、正式名称のみを表記することがあります。

カ 愛称名は次のいずれかに該当するものは認められません。

（ア）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（イ）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（ウ）人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

（エ）政治性のあるもの

（オ）宗教性のあるもの

（カ）社会問題についての主義主張

（キ）個人又は法人の名刺広告

（ク）美観風致を害するおそれがあるもの

（ケ）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

（コ）その他広告媒体に広告掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

キ 愛称の使用開始時期については、施設利用者の混乱等を配慮し、協定締結時にパートナー、市及び指定管理者が協議の上決定します。

ク ネーミングライツの使用期間は、協定書で定める日からパートナーが提案した期間が満了する日の属する年の3月31日までとします。

ケ 愛称の表示については、位置、サイズ、箇所数等について、協定締結時にパートナー、市及び指定管理者が協議の上決定します。

コ 塩尻市地域振興バス「すてっぷくん」バス停『塩尻駅前』及び「のるーと塩尻」バス停『塩尻駅東口』の名称は、愛称付与後も変更しません。

(5) 費用負担

市及び指定管理者とパートナーとの費用負担は、次によるものとし、協定期間終了後の原状回復についても同様の扱いとします。

なお、パートナーが負担する費用については、ネーミングライツ料とは別に負担していただくものとします。

区分	費用負担
敷地内外の看板、標識等の表示変更又は設置（※1）	パートナー
市又は指定管理者が発行する印刷物やホームページの表示変更（※2）	市又は指定管理者

※1 看板、標識等の表示変更又は設置については、市、関係機関等と協議の上、可能なものについて行います。なお、看板、標識等を設置する場合は、塩尻市財務規則に基づく行政財産の使用許可又は塩尻市都市公園条例に基づく設置許可及び長野県屋外広告物条例に基づく許可が必要になります。また、当該許可面積に応じた使用料等を市へお支払いいただきます。

※2 印刷物の表示変更は、協定締結後に作成する分からとします。

(6) スケジュール

内容	日程
募集要項等の公表	令和8年5月26日（火）
応募の受付期間	令和8年5月26日（火）午前9時から 令和8年6月26日（金）午後5時まで
募集要項等に対する質疑の受付期間	令和8年5月26日（火）午前9時から 令和8年6月12日（金）午後5時まで
募集要項等に対する質疑の回答	令和8年6月19日（金）（随時回答）
選定委員会による審査	令和8年7月上旬
審査結果の公表	令和8年7月中旬
協定書の締結	令和8年8月上旬（予定）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。

3 応募方法

(1) 提出書類

ア ネーミングライツ・パートナー申込書（様式 1）

イ 誓約書（様式 2）

ウ 法人の概要（任意様式）

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）

（2）提出部数

各 1 部

（3）提出方法

提出書類は、令和 8 年 6 月 2 6 日（金）午後 5 時までに、事務局に郵送又は持参とします。持参する場合は、開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの間に提出すること。郵送する場合は、必ず書留郵便（配達時間帯指定郵便）とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話にて行うこと。また、発送前に必ず事務局に配達時間の確認を電話にて行うこと。

（4）留意事項

ア 費用負担

応募に必要な費用は応募者の負担とします。

イ 提出書類の取り扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、提出書類は、選定等のために必要な範囲で複製することがあります。

ウ 応募の辞退

応募を辞退する場合は、辞退届（様式 4）を募集期間内に提出してください。

4 質問の受付

（1）提出方法

質問書（様式 3）に質問内容を記入し、令和 8 年 6 月 1 2 日（金）午後 5 時までに、事務局に電子メールで提出してください。電子メールの件名は「塩尻駅前駐車場ネーミングライツに関する質問」としてください。なお、提出後は、電話にて必ず受信されたことを確認してください。

（2）回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 6 月 1 9 日（金）までに塩尻市公式ホームページに随時掲載します。なお、回答内容は、本募集要項及び関係する書類の追加、修正として取り扱います。

5 選定方法

（1）選定委員会の設置

募集期間終了後、提出書類を選定基準に基づき、塩尻市が設置する選定委員会において審査し、優先候補者を選定します。なお、応募者が 1 社の場合も選定委員会による審

査を行います。

(2) 選定基準

選定の基準は次によるものとします。

審査項目	配点	審査基準
ネーミングライツ料	30	提案金額（年額）
協定期間	10	提案期間
愛称	25	親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージとの整合
適格性及び提案内容	20	応募趣旨・目的、社会貢献実績や今後の計画、施設の魅力向上につながる提案
地域条件	15	市内本社、事業所の有無
計	100	

(3) 失格

応募内容が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 応募資格を満たしていない場合
- イ 審査項目の「愛称」及び「適格性及び提案内容」のいずれかが著しく低い場合
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- エ その他不正行為があった場合

(4) 結果の通知

審査の結果は、すべての応募者に文書で通知します。

(5) 結果の公表

選定結果については、市と優先候補者と協議を行い、協議が整った後、パートナー名、愛称、協定金額、協定期間を公表します。なお、優先候補者以外の応募者の情報については、公開しません。

6 協定の締結

市と優先候補者と協議を行い、協議が整った後、市とパートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結します。なお、協定を締結したパートナーは、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。

7 協定の解除

(1) 協定の解除

協定締結後、市は次に該当する場合、協定を解除することがあります。

- ア パートナーが応募資格を喪失又は喪失することが明らかになった場合
- イ パートナーの信用失墜行為等に伴い、市又は施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合

(2) 費用負担

敷地内外の看板、標識等の表示の原状回復等、協定の解除に伴い発生する費用は、パートナーが負担することとします。

8 その他

- ア 塩尻駅前広場内の時計台（㈱レゾナック様寄贈）については、ネーミングライツ導入後も継続して利用します。
- イ 塩尻市観光センター（本募集対象外）において、本募集とは別に企業看板設置者の募集等を行う可能性があります。

9 事務局

塩尻市商工観光部商工課商工係

住 所 〒399-0736 塩尻市大門一番町1 2 番 2 号

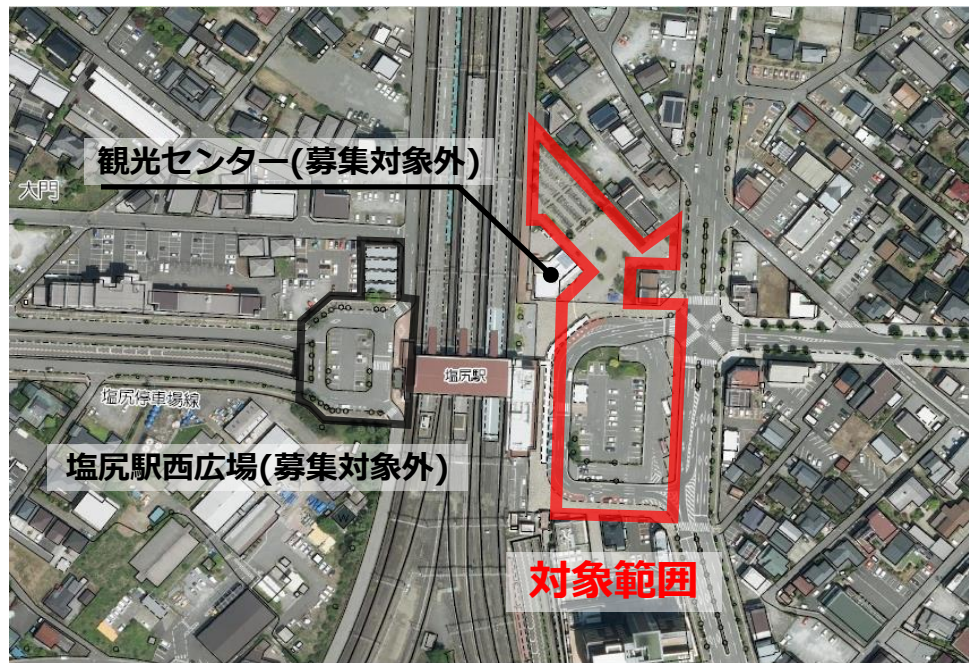
電 話 0263-52-0871（直通）

E-mail sangyou@city.shiojiri.lg.jp

担当者 岡村、池田

塩尻駅前広場・塩尻駅前公園ネーミングライツ・パートナー募集要項 対象施設

別紙 1



対象施設(1)：塩尻駅前広場

- 開設：2013年
- 利用可能時間：24時間
- 駐車場利用台数：147,360台（R5年度）
153,357台（R6年度）
158,927台（R7年度）
- バス整理場利用台数：638台（R5年度）
835台（R6年度）
614台（R7年度）



塩尻駅前駐車場

対象施設(2)：塩尻駅前公園

- 開設：2011年
- 利用可能時間：24時間
- 年間利用回数：4回（R5年度）
7回（R6年度）
12回（R7年度）
- R7年度利用内容：
 - ・「塩尻ワインテラス」3回
 - ・「五千石街道ウルトラオリエンテーリング」1回
 - ・バンド演奏・ダンス公演 3回
 - ・街頭演説 1回
 - ・飲食販売 1回
 - ・デモ行進等2回



塩尻駅前公園

周辺施設

- 塩尻市観光センター年間利用者数：29,354人/年（R7年度）
- 塩尻駅前信号機交差点交通量：2,171人/日（R7年度 計測日時：9月平日7時～19時）
※歩行者及び自転車交通量
- 塩尻駅乗降者数：8,132/日（R6年度）

JR東日本「各駅の乗車人員2024年度」より